○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字尿前一の一・一の五（以上二筆国有林）、一の六・一の一四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町東河内字中山二二八二の五、二二八二の七、二二八二の一五、二二八二の一六、二二八二の二〇（次の図に示す部分に限る。）、二二八二の二一、二二八二の二二、二二八二の二五から二二八二の二七まで、二二八二の二九、二二八二の三二、二二八二の三四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年七月二十三日農林水産省告示第千二十七号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡留寿都村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道天塩郡幌延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採については、主伐は、択伐による。

幌延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈣　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、江差町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

○国土交通省告示第七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年一月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5130号	発煙浮信号	KMA45	興亜化工株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目13番9号

○国土交通省告示第七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年一月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5141号	浸水警報装置の警報盤	KY100	和典電機工業株式会社	広島県尾道市高須町875番地の36
第5142号	浸水警報装置の検知器	ER	〃	〃